

平成18年度 第3回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成19年1月24日（水）12時55分～14時40分

2. 場 所 かごしま空港ホテル 2階「カトレアの間」

3. 出席者 学外委員：上治、岡崎、仮屋の各委員
学内委員：芝山、高橋、松下、三觜の各委員

4. 列席者 中村及び坂東の各監事、倉田附属図書館長、
西菌、吉武、齊藤の各学長補佐

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成18年度第2回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 諮問事項：

理事の任命について

芝山学長から配付資料に基づき、平成18年10月26日付けで非常勤の理事（研究・社会連携担当）が欠員となっていることから、後任の理事に児玉俊一氏を任命することの諮問が行われ、審議の結果了承された。

また、非常勤の理事の職務分担について、従前は「研究・社会連携担当」としていたが、地域や社会との連携も重点的に進めることから「社会連携担当」とし、「研究」については、大学の教育と密接な関係にあることから常勤の理事（教育・学生担当）の職務分担に付加することも併せて了承された。

4) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 国立大学法人鹿屋体育大学中期計画の変更について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度鹿屋体育大学概算要求事項の「大学院博士後期課程の入学定員増」が認められたこと及び学校教育法の一部改正により教員組織を整備することから国立大学法人鹿屋体育大学中期計画を変更する必要がある旨の説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(2) 学校教育法の一部改正に伴う本学の教員組織について

高橋委員から配付資料に基づき、学校教育法の一部改正に伴う本学の教員組織の整備に関する基本的対応方針の説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承さ

れた。

- 教員組織の見直しにより、職種ごとの人件費の取扱いについてはどのように考えているか。また、総額人件費は変わらないのか。
- 従来、職種に応じた給与の級が格付けされており、助教授は准教授に移行し、従来の助教授の給与体系を踏襲する。助手は基本的に助教に移行し、従来の助手の給与体系を踏襲する予定であることから、総額人件費は基本的には変わらない。
- 学校教育法の一部改正に伴い、助教は授業を担当できることから従来の助手より役割が増しており、手当等の面で配慮されるべきではないか。
- 助教は、授業を担当できることから、負担が増える分について手当の措置など、具体的な取扱いについては、総額人件費への影響も考慮しながら今後検討を進める予定である。

(3) 商標登録について

三腎委員から配付資料に基づき、本学ブランドの保護及び活用の観点から、本学の名称、略称及びエンブレムを商標登録することについて説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 商標登録を行うことについては、賛成である。使用許諾については運用面で一定の制限をかけておくことが必要である。状況によっては、ブランドイメージを下げかねないケースが出てくることを想定する必要がある。
大学においては、使用許諾を与える基準を作成して運用を図っていただきたい。
- 本件については、登録商標の使用規程を整備する予定としている。また、使用許諾にあたっては、本学にとってマイナスイメージが発生しないよう留意していきたい。
- 登録の許可が出た段階で登録商標であることを示すレジスターマークをつけるのか、デザイン上の処理で、レジスターマークを印刷物に印字するのか、商品には印字しないのかといったことも検討する必要がある。
- 大学のエンブレムの商標登録は、意味があると思われるが「鹿屋体育大学」の名称については商標登録を行わず、大学の名称が使われることがないよう他の国立大学も含めて、国立大学法人法で規定することが好ましく、関係機関に働きかけるべきではないか。
- 現在、国立大学法人法では、「国立大学法人」の名称を使用することを制限する規定が設けられているが、「鹿屋体育大学」の名称については保護されていないのが現状である。
- 商標の使い方として個々の商標を使うケースや商標を複合的に組み合わせて使うケースも考えられることから、大学の名称についても略称、エンブレムと併せて商標登録を行いたい。

また、名称の商標登録については、弁理士より指導を受けているところである。

5) 報告事項

(1) 平成19年度鹿屋体育大学予算予定額の概要について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度鹿屋体育大学予算予定額の概要について報告が行われた後、以下の質疑が行われた。

- 特別教育研究経費の「メンタルヘルス改善のための次世代型運動処方プログラムの開発とモデル事業の実施について」他の大学等との研究連携として、鹿屋体育大学に約3,000万円配分されているが、予算総額のうち何割が鹿屋体育大学に配分されているのか。また、研究成果は、どのような分野に活用されるのか。例えばトップアスリートの育成に活用されることはないのか。
- 本研究連携は、東北大学、国立健康・栄養研究所及び自然科学研究機構生理学研究所と行う予定である。本学に対する配分は、要求総額約4,500万円のうちの約3,000万円であり、本学に対する配分が殆どである。研究内容は、トップアスリートを対象としたものではなく、一般選手を対象として運動が脳や自律神経系に与える影響等を研究するものである。
- 本学はトップアスリートの養成とともに運動による健康増進を目標としている。運動による健康増進の中にはフィジカルヘルスとともにメンタルヘルスがある。本研究は、運動が脳や自律神経系に与える影響等を研究し、メンタルヘルスの向上に寄与するものである。
- 今後、鹿屋体育大学からの研究成果としてアピールできるよう、また、スポーツ界の競技力向上につながるような研究にも力を入れて取り組んでいただきたい。
- 国立大学法人全体で運営費交付金が1.4%削減される中で、鹿屋体育大学の平成19年度運営費交付金は、平成18年度に比して約4,000万円の増となっている。自助努力で運営費交付金が増えたのか。
- 国立大学全体の運営費交付金は1.4%減となるが、退職手当は、必要に応じて措置されることとなっている。平成18年度に比して平成19年度は、本学の事業規模の拡大等の理由で増えたのではなく、退職手当が多く措置されたこと、連携大学院整備に要する経費の特別教育研究経費が措置されたことなどによるが、経常的に使用できる運営費交付金は、他の国立大学と同様に▲1%の効率化係数が課されている。
- 経常的な経費については、今後も継続的に効率化係数が課されるが、大学が努力して取り組む先端的な研究等については、予算措置の可能性があるという理解でよいのか。
- 文部科学省が示した運営費交付金の中で、特別教育研究経費の項目があり、各国立大学が競い合って獲得する競争的環境にある予算であり、大学の努力で獲得できる。

総合大学においては、運営費交付金の規模も大きいために、特別教育研究経費等を獲得しても効率化係数による減と相殺されて総額として現れてこないが、本学は、運営費交付金の規模が小さいことから、運営費交付金総額の増として数字に現れている。

(2) 平成18年度鹿屋体育大学予備費等の執行について

三觜委員から配付資料に基づき、平成18年度鹿屋体育大学予備費等の執行について報告が行われた後、以下の質疑が行われた。

- 予備費等執行の重点プロジェクト事業経費追加配分の中で、東京オリンピック開催記念ポスターの購入について伺いたい。
- 東京オリンピック開催記念ポスターを4点入手できる機会を得たことから、附属図書館の重要図書として授業等に活用するために役員会の了承を得て購入した。体育大学として、有益であり特色のある重要図書は、今後も整備したい。
- 購入価格は適正か。
- 本学は国立大学として、適正な会計処理を行う責務があることから、市場価格等を十分に調査した上で予定価格を設定して購入した。
- 本学においては、今回のケースのような重要図書の整備の方針がなかったことから、本学の教育研究に活用が期待される重要図書については今後、体系的に収集していくという方針の基に購入する予定である。

(3) 平成19年度の給与改定について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度の給与改定の考え方について報告が行われた。なお、関係規則の整備については次回、審議願いたい旨の説明があった。

6) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

三觜委員から配付資料に基づき、(独)日本スポーツ振興センター及び国立大隅青少年自然の家との連携・協力に関する協定の締結について報告が行われた後、松下委員から配付資料に基づき、OB、OGとの連携等、平成19年度体育学部入学試験の結果、平成19年度大学院体育学研究科入学試験の結果について報告があった。

その後、西菌学長補佐から配付資料に基づき、鹿屋体育大学の北京オリンピックに向けた特別強化選手について報告が行われた後、以下の質疑が行われた。

- 特別強化に指定した選手に対してどのような支援を行うのか。また指定した選手は、JOCのオリンピック強化指定選手の指定ランクA又はBに該当しているのか。
- 選手を指導している本学指導者の推薦を得て、本学において指定しているものである。
- 鹿屋体育大学で指定しているのであれば、「北京オリンピック」という名称は、知的所有権が発生するものであり、本来であれば使用できないことから十分留意する必要がある。
- TASSプロジェクトについて、トレーニングやメンタルに関する支援なのか、あるいは、経済的な面も含めて支援するのか。
- 選手の競技力向上を図るため、競技、種目に応じて栄養、トレーニング、内科的な血液分析等の生理学的な面など様々な観点から全学的に支援するという方針で進めることとしている。
- JOCのオリンピック強化指定選手に指定されているとすれば、JOCあるいは、

中央競技団体の強化指導方針があることから、この強化指導方針と鹿屋体育大学で行っているTASSプロジェクトとの指導強化方針との間に不整合はないか。整合していない場合、選手にとってマイナスに作用することから、JOC強化指定選手制度との関連性を十分に調査・検討することが必要である。

- 本学で行っているTASSプロジェクトにおいては、主として強化指定選手のコンディショニングに力点を置いていることからJOC等の指導方針に相反することはないと思われる。TASSプロジェクトにおいては、血中のフリーラジカル、抗酸化力、赤血球変形能、NK活性などの検査・測定を行っている。これらの測定・検査は、1回でも高価な検査・測定費がかかることから、選手のコンディショニング管理に関する金銭的な面での支援を行っている。
- 我が国においては、アンチ・ドーピングに関する検体数が少ない。鹿屋体育大学の学生は、ドーピング検査に関しては、ランダム検査に限らず積極的に受けるとともに、その取り組みをアピールしていただきたい。
- ドーピングに関しては、不注意でドーピングにつながるような薬を飲まないよう、教育を主として行っている。
- 全日本レベルの大会に出場する学生は、アンチ・ドーピングに対して定期的にまた積極的に取り組むアクションプログラムの策定も検討いただきたい。

その後、松下委員から配付資料に基づき、平成18年度優秀学生顕彰事業への推薦結果、西園学長補佐から配付資料に基づき、学生の競技成績、日本新記録記念植樹の実施（配付資料なし）について報告が行われた。

また、吉武学長補佐から平成19年2月17、18日に開催するCO-OP国際研究フォーラム2007に向けて準備を進めていることの報告があった。